

就労許可に関する新しい規定（大統領規程 2018 年第 20 号）について その 3 ～手続きの実情～
--

2018年3月29日に新しく外国人就労者の雇用に関する大統領規程 2018 年第 20 号が發布されたことに関連し、同年 11 月 1 日より新规定及び新システムが施行されました。2018 年 10 月号では延長申請に重点を置き、新システムでの申請の流れや従来の手続きとの変更点等をレポートいたしました。今回は、新規申請に重点を置き、実例を踏まえ就労ビザ取得申請の流れなどについてアップデート情報をレポートいたします。

【申請の流れと変更点について】

就労ビザ申請のプロセスは以下の様な流れとなり、申請手続き期間としては、新規申請手続き及び延長手続き共に 25～30 営業日程です。(新規申請の場合、渡航スケジュールは含まない)

C312 新規申請者	C312 延長申請者
①RPTKA 申請	①RPTKA 申請
↓	↓
②Skype Ekspose	②Skype Ekspose
↓	↓
③RPTKA 申請期間の承諾	③RPTKA 申請期間の承諾
↓	↓
④現地指定口座へ DKP-TKA 支払	④現地指定口座へ DKP-TKA 支払
↓	↓
⑤Notifikasi 申請	⑤Notifikasi 申請
↓	↓
⑥TELEX VISA C312 申請	-
↓	↓
⑦現地指定口座へ査証申請費用の支払	-
↓	↓
⑧大使館／領事館での査証申請	-
↓	↓
～インドネシア入国～	-
⑨ITAS 申請: 入国時空港のイミグレにて	⑥ITAS 申請: 居住地区管轄のイミグレにて

【新規申請・延長申請手続き双方に共有している事】

- ②Skype Ekspose について、以下条件が当てはまる場合プロセスが免除されます。
 - ・申請者が雇用許可申請を行う現地法人における役職が取締役または監査役
 - ・申請者が雇用許可申請を行う現地法人の株主であり、持ち株額が 1 Million ルピア以上
 なお、Skype Ekspose が実施される場合、会社業績・事業計画や雇用計画など社内関係者でないと同答が困難な質問がされる傾向にあり、自社の人事・総務担当者に対応頂く事をお勧めいたします。通常 1 日で審査が通ります。外国人本人が同席する必要はありません。
- ⑤の Notifikasi に関連して、Notifikasi 申請後約 2 日で Kode Billing が発行され、発行後 1 日以内に DPK-TKA の支払いが必要となります。期日迄に支払が行われない場合 Kode Billing は無効となり、再度 Notifikasi 申請を行う必要がありますので、事前に支払の準備をお勧めいたします。

【新規申請手続きに関して】

- ⑤Notifikasi 申請の際、以下情報が必要となりますので事前に確定される事をお勧めいたします。
 - ・ 査証受取場所（在日東京大使館／在日大阪領事館／在シンガポール大使館などその他）
 - ・ 入国時の到着空港
- ⑦の査証費用ですが、新規施行後、現地において事前の支払いが条件となりました。査証申請時には現地で発行される支払証明書及び振込控への提示が必要となり、東京での査証申請手続き自体は従来に比べ1日短縮されています。
- ⑧の査証申請については、本人の出頭が条件になる、代理申請ができなくなるなど、他方から色々な情報がありましたが、2019年2月時点では、本人の出頭は不要で代理申請が可能です。
- ⑨ITAS 申請についても今まで多数の情報がありましたが、従来通り大使館／領事館において査証申請・査証ステッカー取得を行い、インドネシア入国時、空港のイミグレにおいて写真・指紋登録を行い同日 ITAS が発行される流れとなっています。なお、システムエラー等の発生で居住地区管轄のイミグレへ正常にデータが届かない場合は、従来通り居住地区管轄のイミグレにおいて再度手続きを行う必要もあるとの事です。
- 入国後の手続きとして、ITAS 発給後も新システム上で SKTT やその他手続きの申請が行われる流れとなりますが、手続きが完了した全ての認可情報についてシステム上に反映頂く必要があります。また、SKTT 申請の際に居住地区によっては Email アドレスが必要となり、この Email アドレスは会社代表のものやエージェントのものは不可とされ、ITAS 取得者の現地で使用する個人アドレスに限定されているとの事です。なお、ITAS までの申請については、会社代表 Email アドレス等を使用頂く事ができます。

引続きシステム工事が行われ日々改善が進んでいる状況下、今後も現地状況についてアップデートがありしだい当レポートで取り上げてまいります。

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク（PT. JC内）概要★

所在地：Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 29

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,

Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者：PT. JC 武井 和宏（たけい かずひろ）

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています（岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託）。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」[利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#)（電話 086-226-7365）までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。